



神奈川県連合町内会自治会連絡協議会  
(3月定例会)



日時：令和8年3月18日（水）午後1時30分から

1 岐部会長あいさつ

2 鈴木区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川県警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川県警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川県消防署)

4 議題

- (1) 災害ボランティアサポーターの紹介依頼について  
【推薦依頼】(神奈川県社会福祉協議会)
- (2) 「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」の運用開始について  
【情報提供】(総務局緊急対策課)
- (3) かながわ支え愛プラン(第5期神奈川県地域福祉保健計画)地区別計画について  
【掲出依頼】(福祉保健課)
- (4) 第51回衆議院議員総選挙の御協力に対する御礼について  
【情報提供】(総務課統計選挙係)
- (5) 「令和8年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について  
【情報提供】(総務課)

- (6) GREEN×EXPO 2027 の入場チケット等について  
【情報提供】(区政推進課)
- (7) 令和8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について  
【情報提供】(地域振興課)
- (8) 地域活動推進費補助金等関係書類の送付について  
【情報提供】(地域振興課)
- (9) 「町の防災組織」活動費補助金関係書類等の送付について  
【情報提供】(総務課)
- (10) 自治会町内会ポータルサイトの運用開始に向けたお知らせについて  
【情報提供】(地域振興課)
- (11) 地区連合町内会及び自治会町内会の現況届について  
【提出依頼】(地域振興課)
- (12) 地区連合町内会長及び自治会町内会長の個人情報の取扱いについて  
【協力依頼】(地域振興課)
- (13) 令和8年度の配送便(白袋)について  
【協力依頼】(地域振興課)
- (14) 神奈川区青少年指導員だより第100号の発行について  
【情報提供】(地域振興課)
- (15) 神奈川区スポーツ推進委員だより第35号の発行について  
【情報提供】(地域振興課)
- (16) 改正道路交通法施行に伴う自転車ルールのチラシの掲出依頼について  
【掲出依頼】(地域振興課)
- (17) 自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」の公開について  
【情報提供】(地域振興課)

(18) 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について

【掲出依頼】（経済局消費経済課）

※ (2)・(5)・(7)・(8)・(9)・(11) は市連会からの議題です。

## 5 その他

(1) 令和7年度自治会町内会長感謝会及び永年在職者表彰式の実施報告について

【情報提供】（地域振興課）

(2) 令和8年度 区連定例会・総会、配送便（白袋）の日程について

【日程連絡】（区連会事務局）

### ≪ 4月定例スケジュール ≫

（地域振興課）

#### ・ 4月区連定例会について

◇日時：令和8年4月17日（金）13時30分～

◇場所：神奈川区役所 本館5階大会議室

#### ・ 4月の配送便（白袋）について

4月の配送便は4月25日（土）までに送付予定です。

## 1 災害ボランティアサポーターの紹介依頼について

推薦依頼

令和8年2月区連会定例会にて見直しの方向性をご説明いたしました「災害ボランティアサポーター」について、ご紹介等ご協力お願いいたします。

### 1 お願いしたいこと

地区連合定例会等での情報提供及びこの取組にご協力いただける方のご紹介  
※強制ではありません ※人数は問いません

### 2 災害ボランティアサポーターの概要

- (1) 役 割 被災地域からのニーズ収集、被害状況の情報提供、ボランティアの案内役など
- (2) 活動場所 原則として居住地 ※災害ボランティアセンターへの参集を必須としません
- (3) 要 件 ①18歳以上の区内在住の方 ※学生も可  
②地域防災拠点運営委員以外の方  
※ご本人が希望し、かつ地域防災拠点運営に支障がない場合は運営委員も可
- (4) 任 期 2年 ※継続も可

### 3 紹介にあたって

令和8年6月1日(月)までに、別紙「災害ボランティアサポーターの紹介について」若しくはWebフォームにて事務局へお知らせください。

※期日を過ぎても推薦や応募は受け付けます。

### 4 その他

現在、災害ボランティアサポーターとして登録いただいている方には、本会から意向確認を行います。

※資料提供は連長までです。

### 【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：原田・菅原 電話：311-2014 FAX：313-2420

## 2 「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」 の運用開始について

情報提供

令和8年5月下旬から、「新たな防災気象情報」の運用が全国的に開始され、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の4項目でレベル4相当となる「危険警報」が新設されます。

また、横浜市域に発表される気象警報等の発表区域について、北部・南部の2区域へ細分化されます。これらの制度改正について、市としても丁寧な周知を進め、地域での防災力向上に図ってまいります。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

総務局 緊急対策課 担当：古賀・福原 電話：671-3459 FAX：641-1677

## 3 かながわ支え愛プラン（第5期神奈川区地域福祉保健計画）地区別計画について

掲出依頼

かながわ支え愛プラン（第5期 神奈川区地域福祉保健計画）の策定にあたりましては、地域の皆さまより多大なるご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

皆様のご協力のもと、区（全体）計画、地区別計画ともに、第5期計画が完成し、令和8年4月より始動いたします。つきましては、本計画の周知により、皆さまの日頃の地域活動の取組の輪を拡げていただくため、3月の配送便にて地区別計画をお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

今回お渡しした資料について、下記のとおりご案内いたします。

### ■ 配布資料について

- ・地区ごとの地区別計画を、机上に配布しております。
- ・配送便にて、1つの掲示板につき2部ずつお送りしています。  
掲示板への掲出にあたっては、  
可能な範囲で「両面」または「表面のみ」の掲示にご協力ください。

また、地区別計画の周知・配布の方法や必要部数などにつきましては、随時、各地区担当課長・係長にもご相談いただければ幸いです。

今後とも、地域福祉・保健の充実に向けて、変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

### 【問合せ先】

福祉保健課 事業企画担当：野村・目等・武山 電話：411-7135 FAX：316-7877

## 4 第 51 回衆議院議員総選挙の御協力に対する御礼について

情報提供

日ごろから、選挙の執行に際し、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
このたびの第 51 回衆議院議員総選挙につきましては、急な解散総選挙にも関わらず格別な御協力を賜り、無事に終了することができました。  
重ねて、御礼申し上げます。  
引き続き、選挙事務への御理解御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

### 【参考】

衆院選 小選挙区：投票率 55.00%（令和 6 年：53.47%）

※資料提供は連長までです。

### 【問合せ先】

総務課 統計選挙係 担当：金川・田中 電話：411-7014 FAX：411-7018

## 5 「令和 8 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

情報提供

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営している「横浜市市民活動保険」について、3月市連会説明資料と令和 8 年度版のリーフレットを3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を 1 部お送りいたします。

<配布資料>

- ① 市連会 3 月定例会説明資料（A 4 サイズ 1 枚）
- ② 「令和 8 年度横浜市市民活動保険のご案内（リーフレット）」

### 【問合せ先】

総務課 庶務係 担当：佐々木 電話：411-7007 FAX：324-5904

## 6 GREEN×EXPO 2027 の入場チケット等について

情報提供

GREEN×EXPO 2027 の入場チケットの発売開始日が決まりましたのでお知らせします。  
また、子どもたちの招待等についてもお知らせします。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当：中島 電話：671-4627  
FAX：212-1223

## 7 令和8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について

情報提供

令和8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

市民局地域活動推進課 担当：笹尾 電話：671-2317 FAX：664-0734

## 8 地域活動推進費補助金等関係書類の送付について

情報提供

地域活動推進費補助金及び地域防犯灯維持管理費補助金（以下「補助金」）に関する書類につきまして、それぞれご提出をお願いいたします。

### 1 補助金に関する書類

令和7年度の報告様式及び令和8年度の申請様式等をお送りします。

令和7年度に補助金を申請された団体は必ず報告書のご提出をお願いいたします。また、令和8年度に補助金を申請される場合は、申請書のご提出をお願いいたします。

### 2 送付方法

単位町内会用の書類は3月の配送便にてお送りいたします。

地区連合町内会用の書類は席上配布します。

### 【問合せ先】

地域振興課 担当：狩野・中村 電話：411-7086 FAX：323-2502

## 9 「町の防災組織」活動費補助金関係書類等の送付について

情報提供

町の防災組織が行う自主的活動の支援を目的とした「町の防災組織」活動費補助金（交付額：世帯数×160円）に関する書類につきまして、提出をお願いいたします。

### 【補助金に関する書類】

令和7年度実績報告書及び令和8年度交付申請書等をお送りしますので、令和8年6月30日（火）までに提出をお願いいたします。

### 【送付方法】

単位自治会町内会に関係書類を3月の配送便にてお送りいたします。

### 【説明会について】

地域活動推進費補助金関係の自治会町内会経理担当者説明会の際に、本補助金の説明も実施しますので、併せてご参加ください。

### 【問合せ先】

総務課 担当：江口・杉田 電話：411-7008 FAX：324-5904

## 10 自治会町内会ポータル<sup>ポ</sup>タルの運用開始に向けたお知らせ について

情報提供

令和8年4月1日より、自治会町内会ポータル<sup>ポ</sup>タルの運用開始に合わせ、ホームページとコールセンターを開設します。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

市民局地域活動推進課 担当：栗田・石栗 電話：671-3624 FAX：664-0734

## 11 地区連合町内会及び自治会町内会の現況届について

提出依頼

令和8年4月1日時点の各地区連合町内会における加入団体数等について、また各自治会町内会における加入世帯数、配送便（書類）送付先、広報よこはま等送付先等について把握するため、現況届の提出をお願いいたします。

### 【送付方法】

◇地区連合町内会：席上に配付しています。

◇単位自治会町内会：3月の配送便にてお送りいたします。

### 【提出期限】

令和8年4月17日（金） ※同封の返信用封筒をご利用ください。

### 【その他】

現況届ご提出後に変更が生じた場合は、「設立・異動届」をご提出くださいますようお願いいたします。

### 【問合せ先】

地域振興課 担当：狩野・若尾 電話：411-7086 FAX：323-2502

## 12 地区連合町内会長及び自治会町内会長の個人情報の取扱いについて

協力依頼

地区連合町内会長及び自治会町内会長の氏名、住所、電話番号等の個人情報については、名簿を作成し適切に管理を行っておりますが、各機関等から照会があった場合には次の取り扱いとしておりますので、引き続き御理解・御協力をお願いします。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

### 【情報の取扱い】

項目	法人化した自治会町内会 (認可地縁団体)	左記以外の自治会町内会
会長氏名	提 供	
会長住所	提 供	別紙情報提供先にのみ提供
会長電話番号	別紙情報提供先にのみ提供	

#### ◇主な情報提供先

##### ①全体名簿の提供

市役所内部・神奈川区社会福祉協議会・神奈川警察署・神奈川消防署

##### ②当該自治会町内会の情報のみ提供

加入希望者・公共工事業者・不動産業者等

### 【問合せ先】

地域振興課 担当：狩野・若尾 電話：411-7086 FAX：323-2502

### 13 令和8年度の配送便（白袋）について

協力依頼

掲出依頼物などをお届けしている配送便について、令和8年度の取扱いは次のとおりとなります。つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 【概要】

◇配送時期

各月25日までの数日間で配送します。

※配送日の指定はできません。

◇不在時の取扱い

不在時は現況届にて指定された場所（玄関前など）に留め置きを行います。

#### 【問合せ先】

地域振興課 担当：狩野・若尾 電話：411-7086 FAX：323-2502

### 14 神奈川区青少年指導員だより第100号の発行について

情報提供

この度、青少年指導員の活動を紹介する広報紙「神奈川区青少年指導員だより第100号」を発行しましたのでお知らせします。各单位自治会町内会へは、各地区の青少年指導員から別途配布いたします。

また、第30期青少年指導員の推薦について、各地区連合・自治会町内会にご協力いただき、誠にありがとうございました。青少年指導員の推薦は、随時受け付けておりますので、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

\*各地区の青少年指導員の推薦状況については、別添名簿のとおりです。

#### 【問合せ先】

神奈川区青少年指導員協議会事務局（地域振興課）

担当：宮本・矢島

電話：411-7093 FAX：323-2502

## 15 神奈川区スポーツ推進委員だより第 35 号の発行について

情報提供

この度、令和 7 年度のスポーツ推進委員の活動を紹介する広報紙「神奈川区スポーツ推進委員だより第 35 号」を発行しましたのでお知らせします。各单位自治会町内会へは、各地区のスポーツ推進委員から別途配布いたします。

### 【問合せ先】

地域振興課（神奈川区スポーツ推進委員連絡協議会事務局） 担当：宮本・萩原  
電話：411-7092 FAX：323-2502

## 16 改正道路交通法施行に伴う自転車ルールのチラシの掲出依頼について

掲出依頼

本年 4 月 1 日、改正道路交通法が施行されることに伴い、自転車を対象とした交通反則通告制度が変更となります。

つきましては、自転車に係る交通事故の防止、交通違反を防止する観点から注意喚起を促すため、道路局で作成したチラシを3 月の配送便でお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

なお、掲示板には「守ってますか？自転車ルール」の面を表にしてご掲出をお願いします。

### 【問合せ先】

地域振興課 担当：松澤・段 電話：411-7095 FAX：323-2502

## 17 自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol. 4」の公開について

情報提供

令和7年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol. 4」を作成し、ホームページに公開しました。

負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動のご検討の際にご活用ください。(HP掲載のみで、冊子の配布はありません。)

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

市民局地域活動推進課 担当：笹尾 電話：671-2317 FAX：664-0734

## 18 消費生活情報「よこはまくらしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて2か月に1回作成している、最近の消費者被害等の事例をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはまくらしナビ」4・5月号を3月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

### 【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：小山・中川 電話：671-2584

Eメール：[ke-syohiseikatsu@city.yokohama.lg.jp](mailto:ke-syohiseikatsu@city.yokohama.lg.jp)

## その他

- 1 令和8年度 区連定例会・総会、配送便（白袋）の日程について

## 「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」の運用開始について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

(1) 新たな防災気象情報

令和 8年 5月下旬から、新たな防災気象情報の運用が全国で始まります。

(2) 気象警報等発表区域の細分化

横浜地方気象台から横浜市域に発表される気象警報等は、現在「市全域」に発表されていますが、令和 8年 5月下旬から、「北部」及び「南部」の 2 区域に細分化されて発表されることとなります。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】 本制度の開始について、ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合会の定例会等において、地域の皆様への周知にご協力をお願いします。

【単位会長】 定例会等での情報提供をお願いいたします。

### 3 概要

(1) 新たな防災気象情報

別紙のとおり

(2) 気象警報等発表区域の細分化

別紙のとおり

総務局緊急対策課  
担当 古賀、福原  
電話 045-671-2064  
メール so-kinkyu@city.yokohama.lg.jp

# 令和8年から 気象警報等が 大きく変わります。



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】

(旧) 「大雨警報」

→ (新) 「レベル3大雨警報」



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧) 「土砂災害警戒情報」

→ (新) 「レベル4土砂災害危険警報」

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

【お問い合わせ】

横浜市総務局緊急対策課 電話：045-671-2064/FAX：045-641-1677  
若しくは、最寄りの区役所総務課にお問い合わせください。

# 避難のタイミングは レベルで判断



災害が起きる前に何をすべきか、  
レベルごとにチェック！

時間推移のイメージ

数日～  
1日前

**レベル1 早期注意情報** ・災害への心構えを一段高める

半日～  
数時間前

**レベル2 注意報** ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する  
・自らの避難行動を確認

数時間～  
3時間前

**レベル3 警報** ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**  
・高齢者等以外の人にも必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～  
0時間前

**レベル4 危険警報** ・**危険な場所から全員避難する**  
※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

災害  
発生

**レベル5 特別警報** ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況  
・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

## 気象警報等の発表区域が南北に分かれます。

POINT



なぜ、南北に分けて発表するの？

◎横浜市は面積が広く、降雨の状況や危険度に地域差が生じやすいという特性がありました。そのため、市内全域で発表される気象警報等が、区域によっては実際の危険度と必ずしも一致していない場合があります。今回、発表区域を北部・南部に分けることで、より実際の危険度に即した気象警報等を発表できるようになり、また、市としての確かな防災対応を図ることができます。

POINT



何が変わるの？

◎全ての気象警報等（大雨、土砂、高潮など）が南北に分かれて発表されます。例えば、これまで市内全域で発表されていた「大雨警報」が、今後は「レベル3大雨警報（横浜市北部）」、「レベル3大雨警報（横浜市南部）」と発表されるようになります。



## 「令和 8 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 8 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 令和 8 年度横浜市市民活動保険補償内容（令和 7 年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 （1 名 上限 500 万円）
財物賠償	1 事故 500 万円	入院	1 日 3,500 円（180 日限度）
保管物賠償	1 事故 500 万円	通院	1 日 2,500 円（90 日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000 円	手術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

### 4 添付資料

リーフレット「令和 8 年度横浜市市民活動保険のご案内」



### 5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、  
地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

▲市民活動保険  
ホームページ

※ 令和 8 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

# 令和8年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和8年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。  
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

## 特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

## 対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

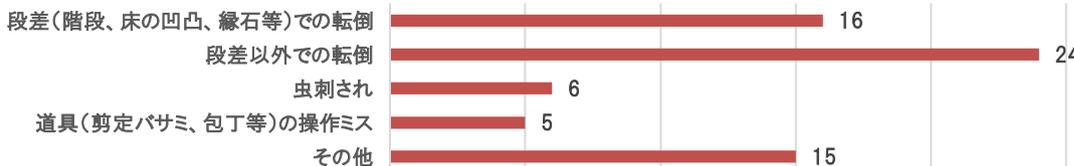
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

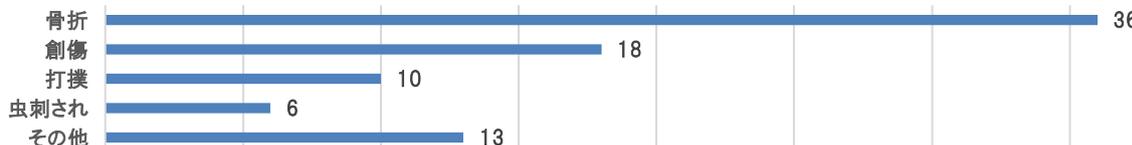
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

### 事故の原因は？

【傷害事故: 令和7年4月～令和7年12月】



### 負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

# 対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



## 次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**  
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動** (例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動** (交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為** (例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動 (例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動** (例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動** (賠償責任事故のみ対象となります)
  - ① 防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者は対象になりません**。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
  - ② 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
  - ③ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

# 補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 <b>法律上の賠償責任を負った場合に</b> 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 <b>※免責金額(自己負担額)5,000 円を超える部分について支払われます。</b>			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000 円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500 万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した <b>急激かつ偶然な外来事故(※)</b> によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500 円 (180 日限度)	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ <b>医師のいる医療機関</b> で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500 円 (90 日限度)	
手術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円	事故の日から 180 日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1 回の手術に限る)	

## ※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



## 支払いの対象とならない主な例

### ■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

### ■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

### ■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

# 事故が起こった際の手続き方法



## 1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

## 2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

## 3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

## 4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

## GREEN×EXPO 2027 の入場チケット等について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 の入場チケットの発売開始日が決まりましたのでお知らせします。また、子どもたちの招待等についてもお知らせします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 入場チケットの販売開始（別添資料あり）

**販売開始日：令和 8 年 3 月 19 日(木)**

前売りチケットとして、お得な早割価格の 1 日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。

入場チケット（電子チケット）は、GREEN×EXPO 2027 チケットサイトを通じて販売します。

紙の入場チケットは、旅行代理店等のチケット販売事業者の店頭でご購入いただけるよう協会が手続きを進めています。詳細が決まり次第ご案内します。

※来場日時予約は、秋ごろから開始できるよう調整しています。

### 入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	<b>お得</b> 1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

(紙チケットを購入する場合は、別途 100 円 (税込み) をいただく予定です。)

#### 4 未来を担う子どもたちの招待

子どもたちが地球規模の課題を自分事として捉え、新たなグリーン社会への意識を高めるきっかけとします。

##### (1) 学校招待

環境問題や EXPO への興味・関心を高めるため、「事前の学び」を経たうえで、市立学校に通う児童・生徒を、校外学習等の一環などで招待します。

##### 【来場時期】2027 年 4 月～6 月

※市内の私立・県立・国立学校には、神奈川県の実業があります。

##### (2) こども招待

市内在住の満 4～18 歳の皆さんを、会期中 1 回招待します。

##### 【申込開始】2026 年 9 月頃（予定）

※年齢は、2027 年 4 月 1 日現在

※3 歳以下は無料です。

なお、令和 8 年度予算の執行を伴う事業などは、市会での議決後に確定します。

#### 5 3 月 19 日の開催 1 年前イベントについて【参考】

開催 1 年前となる 3 月 19 日（木）に、「GREEN×EXPO 2027 開催 1 年前発表会」を横浜市役所アトリウムにて開催します。

発表される内容については、4 月の市連会でも情報提供します。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当 中島、橋本 電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp
--

## NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年2月20日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

# GREEN×EXPO 2027 の入場チケット 開催1年前の3月19日から前売り販売開始 ～公式チケットサイト、旅行代理店や各種プレイガイド等全国で取扱い～



©Expo 2027

GREEN×EXPO協会（正式名称:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長: 筒井義信、所在地: 横浜市中区）は、開催1年前となる2026年3月19日（木）から、GREEN×EXPO 2027の入場チケットの前売り販売を開始します。

前売りチケットとして、お得な早割価格の1日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。チケットは、当協会の公式チケットサイトのほか、旅行代理店や各種プレイガイド等で購入できます。

入場チケット販売開始日

2026年3月19日（木）

## 入場チケットの購入方法

入場チケットは、GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（以下、「公式チケットサイト」という。）を通じて販売します。

### 入場チケットの購入ステップ



この他、旅行代理店や各種プレイガイド等チケット販売事業者による販売も実施予定です。

また、入場チケットは、電子チケットのほか、紙チケット等もご用意予定です（追加料金が必要）。公式チケットサイトURLやチケット販売事業者など購入の詳細については、随時2027年国際園芸博覧会協会公式ホームページ内チケットインフォメーション（<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/>）などでお知らせします。

## 入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

（紙チケットを購入する場合は、別途100円（税込み）をいただく予定です。）

※年齢は2027年4月1日現在の満年齢です。ただし、3月中の入場については、2026年4月1日現在の満年齢を適用します。

※3歳以下の方は無料となります。(チケット無しで入場できます。)

## 本件に関するお問合せ先

### 【本リリースについて】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）  
入場券部入場券課 担当：森井 TEL：045-307-2139

### 【入場チケットについて】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター  
ticket-info@2027tkc.com

## GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼローナナ)
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
参加者数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	<a href="https://expo2027yokohama.or.jp/">https://expo2027yokohama.or.jp/</a>



公式マスコットキャラクター  
「トウクントウク」

## 令和 8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

### 1 趣旨

令和 8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

### 3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- (1) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】 . . . 資料 1
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】 . . . 資料 2
- (3) LED防犯灯新規設置事業【継続】 . . . 資料 3

### 4 備考

令和 8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

#### 【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口、片渕 (3) LED防犯灯新規設置事業 電話 045-671-3709 石橋、早野  メール：<a href="mailto:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp">sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</a></p>	<p>(会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 佐藤、笹尾  電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734  メール：<a href="mailto:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp">sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</a></p>
--	---

## 市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ先・申請先
<b>拡充</b> 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円 ※資料1参照	4～7月末	区地域振興課
<b>例年同</b> 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。 ※資料2参照	4～10月末 事務委託事業者	【4月1日～】 横浜市住宅供給公社 （予定） 電話 045-451-7740 区地域振興課
<b>例年同</b> 地域活動推進費補助金 ※ポータル申請可	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額 900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	区地域振興課
<b>例年同</b> 地域防犯灯維持管理費補助金 ※ポータル申請可	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月	区地域振興課
<b>例年同</b> 自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定）	区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
<b>例年同</b> 町の防災組織活動費補助金 ※ポータル申請可	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月 区総務課	区総務課 （区連会にて案内）

※資料3参照

※資料3参照

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（開始予定時期：6月、最大6700世帯の利用を想定）詳細は決まり次第、市ウェブページでお知らせします。

※ポータル申請可：自治会町内会ポータルでオンライン申請が可能です。

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

## 令和 8 年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

## 1 事業の趣旨

地域における防犯活動を支援するため、防犯カメラ設置費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を令和 8 年度も実施します。

防犯カメラの設置をご検討されている場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課へご提出ください。

## 2 制度の概要

## (1) 申請書及び添付書類の提出期限

**令和 8 年 7 月 31 日（金）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、早めに行ってください。

申請の手引・申請書の配付場所

- ・各区地域振興課
- ・横浜市ホームページ（3月下旬頃、公表予定）



## (2) 申請書類提出先

- ・各区地域振興課
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・収支計算書（第 2 号様式）
- ・見積書

詳細は「申請の手引」をご確認のうえ、各区地域振興課へご相談ください。

## (3) 補助金交付までのスケジュール

令和 8 年 3 月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意取得</li> <li>・関係機関との相談・協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所等)</li> </ul>
7 月 31 日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出</li> </ul>
10 月上旬頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定通知（交付/不交付） ※この決定後、機器購入・工事契約が可能になります。</li> </ul>
令和 9 年 1 月中旬まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラ設置工事完了後、実績報告書類を横浜市へ提出</li> </ul>
3 月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付</li> </ul>

#### (4) 補助条件等

##### ① 補助対象の防犯カメラ

- ・ 公共空間（道路・公園等）を撮影・記録するために固定設置するもの
- ・ 機能強化を目的とした設置機器の更新も対象
- ・ プライバシー保護のため、総会・役員会等で合意形成し、設置箇所周辺住民の同意を必ず取得してください。

##### ② 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

##### ③ 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの機器購入費
  - ・ 当該カメラの設置工事に係る費用
- ※電気料金、修繕費、点検費などの維持管理費は対象外

##### ④ 補助内容

防犯カメラ 1 台につき補助対象経費の 10 分の 9  
補助上限額：280,000 円

##### ⑤ 補助予算台数

240 台

予算の範囲内で交付決定を行うため、申請いただいても補助されない場合や、申請台数の一部のみとなる場合があります。

その際は、犯罪発生状況等を考慮し、交付を判断します。

### 【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上や利益を財源として防犯カメラの設置費用等を賄う取組を行う事業者があります。

横浜市の補助制度を利用せずに設置を検討する場合の参考としてください。

※設置条件等は飲料メーカーごとに異なります。詳細は横浜市ホームページをご覧ください。神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へお問い合わせください。

神奈川県ホームページ



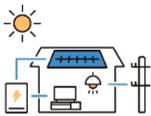
横浜市ホームページ



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



# 4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限10月末／**予算上限に達し次第、受付終了**

会館への  
LED 照明・  
省エネエアコン・  
太陽光発電設備等  
の設置に補助  
(補助率 2/3)

すでに会館を持つ  
自治会町内会の  
半数以上にご利用  
いただいています！

「8年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素



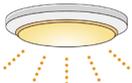
公開しました

💡 蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今のうちにLEDへの交換をご検討ください。

## ■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

## ■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 <b>60万円</b></p> <p><b>省エネ性能</b> ★★★★☆4.0</p> <p>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</p> <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 <b>130万円</b></p> <p><b>省エネ性能</b> ★★★★☆2.4</p> <p>家庭用 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p>	 <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で <b>200万円</b></p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</p>

## ■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

## ■[4/1～] 申請書提出先／建築士訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

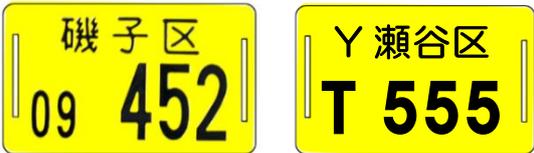
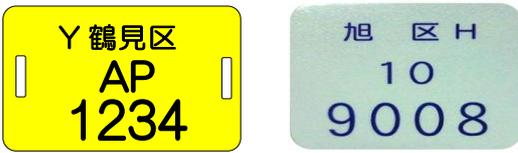
受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、横浜市住宅供給公社へ  
Eメール、郵送、公社窓口にて持参(予約  
制)

※本補助金の実施は、令和8年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ 	シールタイプ 

- ・物価高騰等により電気料金など削減できない経費が事業費全体を圧迫しています。このため、市では、効率の良い防犯灯の維持管理を目標にしています。
- ・土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街全体にバランス良く防犯灯を配置する必要があると考えています。

**【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】**

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 市による新規設置を希望する際の御申請について

～暗がり解消に向けて～

**令和8年度から、暗がり解消事業を開始します。**

💡 今まで、自治会町内会からの申請のみで新規設置場所を選定してきましたが、防犯灯や電柱を位置情報システム（GIS）で解析し、市（区）からプッシュ型で自治会町内会の皆様に設置場所の提案も致します。他にも、近くに電柱が無い場所にソーラー式防犯灯を設置するなど、過去にご要望に沿えなかった案件にも新たな手段の提案を検討していきます。まずは区役所の地域振興課にご相談下さい。

### ① 令和8年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 500 灯（電柱共架型）36 灯（鋼管ポール） の予定です。
- ・申請は 自治会ポータル又は区地域振興課 にて、締切は令和8年6月30日（火） となります。
- ・各々の『令和8年度 LED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、申請してください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

### ② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。  
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

### ③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	灯りの設置は地域活動推進費補助金の対象です。 なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

## （3）LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



**【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】**

**大変危険ですので絶対に近づかず**、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター（0120-995-007）に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803（有料）

## 【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ 神奈川区地域振興課                      電話 045-411-7095
- ・ 市民局地域防犯支援課      sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

### ■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

\* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがあります。故障ではありません。

### 【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

## (4) 劣化した鋼管ポール防犯灯への御理解について

令和8年度から鋼管ポールの劣化対策として、「補修」も行う事としました。令和7年度の点検結果をもとに、劣化が著しいものから順に対応します。一方で、ポールが倒壊してしまうと、補修することは出来ません。日常の見守りで、穴が開いていたり、ガタツキのある鋼管ポールを発見した際は、情報提供下さいますようお願いいたします。

また、著しい劣化が認められ、「補修」も不可能な場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径 50cm 地中深 1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。



市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替え・補修は付近に電柱がなく、代替照明を設置する場所が無い場合に限ります。

LED防犯灯事業の市ホームページは

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

令和 8 年 3 月 18 日

地区連合町内会長 各位  
自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

### 地域活動推進費補助金等関係書類の送付について

日頃より地域活動にご尽力を賜るとともに、区政の推進に格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年度の地域活動推進費補助金及び地域防犯灯維持管理費補助金にかかる書類を別紙のとおり送付致しますので、**令和 8 年 6 月 30 日（火）**までに申請くださいますようお願い申し上げます。

なお、窓口でお待たせしないため、**来庁時には電話にて事前にご予約**くださいますよう、ご協力をお願い致します。ご予約が無い場合、来庁当日にご対応出来ませんので、ご承知おきください。

また、郵送及び電子メール、自治会町内会ポータルでもご提出いただけます。下記担当者までご提出ください。

※令和 8 年度の交付申請については任意ですが、**令和 7 年度の実績報告については必ずご提出してください。**

#### 【窓口受付時間等】

- (1) 受付日 4月～6月 平日開庁日
- (2) 受付時間 9時～17時（12時～13時を除く。）
- (3) 窓口 区役所本館 5階 窓口番号 505 地域振興課

※記載方法など、提出前の事前相談も承っておりますので、お気軽にお問合せください。

#### 【送付書類】

- 1 様式（令和 7 年度実績報告用及び令和 8 年度交付申請用）
- 2 令和 8 年度 地域活動推進費 事務の手引
- 3 令和 8 年度 地域防犯灯維持管理費補助金 申請の手引（単会のみ）
- 4 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の報告・申請についての注意事項
- 5 チェックシート

※当事業は、令和 8 年度予算案が横浜市区において議決されることを条件とします。

#### 【問合せ先】

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町 3-8  
神奈川区地域振興課 狩野、中村  
電話 411-7086 FAX 323-2502  
Eメール kg-hojyokin@city.yokohama.lg.jp

## 「町の防災組織」活動費補助金関係書類の送付について

日頃から、神奈川区の防災事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記補助金につきまして、令和7年度に交付を受けている場合は、次の事項をご参照のうえ実績報告書の提出をお願いします。また、令和8年度についても、令和7年度同様に交付申請を受け付けますので、提出期限までに提出をお願いいたします。

### 1 手続きについて

実績報告及び交付申請の手続きについては、「令和8年度 町の防災組織活動費補助金 事務の手引き」をご参照ください。

地域活動推進費を申請される自治会町内会は、先に地域振興課で手続きをお済ませください。

なお、提出は郵送、Eメール、又は自治会町内会ポータルでも可能です。

### 2 提出期限について

交付申請書及び実績報告書の提出期限は、令和8年6月30日（火）までです。

※返還金がある場合は、締切日にかかわらず早めにご報告をお願いします。

### 3 送付書類

- (1) 令和8年度 町の防災組織活動費補助金 事務の手引き
- (2) 令和8年度 町の防災組織活動費補助金 交付申請書(第1号様式)
- (3) 令和7年度 町の防災組織活動費補助金 実績報告書(第6号様式)
- (4) 令和7年度「町の防災組織」活動費補助金の年度内完了のお願いと返還金がある場合の報告について(事務連絡)

※交付申請書(第1号様式)、実績報告書(第6号様式)の電子データにつきましては、Eメールでも提出ができるようにホームページでも公開する予定です。

※当該事業は、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

#### 【補助金概要】

「町の防災組織」活動費補助金は、町の防災組織が行う自主的活動の支援を目的とした補助金です。(交付額：世帯数×160円)

担 当：神奈川区総務課 江口、杉田  
TEL：411-7004  
FAX：324-5904  
メール：kg-bousai@city.yokohama.lg.jp

## 自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

### 1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より、自治会町内会ポータルへの運用開始に合わせ、ホームページとコールセンターを開設します。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

#### (1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

#### (2) オンライン申請可能な項目

##### ① 補助金申請

- ・ 地域活動推進費補助金
- ・ 地域防犯灯維持管理費補助金
- ・ 町の防災組織活動費補助金

##### ② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

##### ③ 委嘱委員の推薦届出

##### ④ 防犯灯新設・移設に係る申請

### 4 ホームページの開設について

自治会町内会ポータルへのホームページを開設し、自治会町内会ポータルへのリンクや操作マニュアル・操作説明動画など、4 月 1 日に向け順次公開していきます。

【パソコン等で検索する場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

【スマートフォンで閲覧する場合】

【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>



【裏面あり】

## 5 コールセンターの設置について

操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

### (1) 電話番号

045-577-4295

### (2) 開設時間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

自治会町内会現況届の提出について（依頼）

日ごろから区政の推進及び地域の振興につきまして、格別の御理解御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8 年度の各自治会町内会における加入世帯数、掲示板掲出依頼等配送便（書類）送付先及び広報よこはま送付先等について、自治会町内会現況届のご提出をお願いいたします。

1 提出物

自治会町内会現況届

（※令和 8 年 4 月 1 日現在の内容でご記入ください）

2 提出期限

令和 8 年 4 月 17 日（金）

3 提出先

〒221-0824

横浜市神奈川区広台太田町 3 - 8

神奈川区役所 地域振興課まで

（※同封の返信用封筒を御利用ください）

4 その他

(1) 加入世帯数については、地域活動推進費補助金の申請をはじめ、総会資料（予算書等）記載のものや地区連合報告のものと一致するようにしてください。

(2) 自治会町内会現況届提出後に変更がある場合には、「自治会町内会【設立・異動】届」をご提出ください。

(3) 令和 8 年 4 月 1 日より、自治会ポータルからの入力も可能となります。なお、ポータル入力と紙での提出では、一部入力内容が異なりますのでご了承ください。入力方法の詳細につきましては、3 月配送便で市民局より配布する別資料をご参照ください。また、提出方法は「紙での提出」または「ポータルへの入力」のどちらか一方で構いません。ご都合のよい方法でご対応いただきますようお願いいたします。

担当：神奈川区役所地域振興課

若尾 電話 411-7086

# 自治会町内会現況届

整理番号

令和 年 月 日

横浜市神奈川区長

自治会町内会名

会長氏名

次のとおり、令和8年4月1日現在の自治会町内会の現況を届けます。

ふりがな		加入世帯数 (地域活動推進費申請世帯数)
自治会町内会名		世帯
会	ふりがな	
	氏名	
長	住所	神奈川区
	電話番号	
班数 (回覧用必要部数)		班 (回覧必要部数 部)
掲示板数 (掲示用必要部数)		基 (掲示必要部数 部)
配送便送付先	住所	※不在時留め置き場所：玄関先・その他 ( )
	氏名	
	電話番号	
広報紙送付先	住所	
	担当者氏名	
	電話番号	広報紙 配布部数 部

※部数の変更については、10日受領分までを次回の配送便、広報紙の配送から反映します。(但し、4月配送便については4月3日受領分まで反映)

※加入世帯数については、地域活動推進費補助金の申請をはじめ、総会資料(予算書等)記載のものや地区連合報告のものとも一致するようにしてください。

※令和8年4月1日より自治会ポータルでの登録も可能です。

# 自治会町内会現況届

整理番号

記入例

令和 年 月 日

横浜市神奈川区長

自治会町内会名

〇〇町内会

会長氏名

神奈川 太郎

次のとおり、令和8年4月1日現在の自治会町内会の現況を届けます。

ふりがな	まるまるちょうないかい		加入世帯数
自治会町内会名	〇〇町内会		(地域活動推進費申請世帯数) <b>300</b> 世帯
会	ふりがな	かながわ たろう	
	氏名	神奈川 太郎	
長	住所	神奈川区広台太田町3-8	
	電話番号	045-999-9999	
班数 (回覧用必要部数)	10班 (回覧必要部数		15部)
掲示板数 (掲示用必要部数)	3基 (掲示必要部数		3部)
配達便送付先	住所	※不在時留め置き場所：玄関先・その他 ( )	
	氏名		
	電話番号		
広報送付先	住所	不在時には業者が持ち帰らずに留め置きをします。	
	担	玄関先など留め置き先を指定してください。	
	電話番号		配布部数 部

※部数の変更については、10日受領分までを次回の配達便、広報紙の配送から反映します。(但し、4月配達便については4月3日受領分まで反映)

※加入世帯数については、地域活動推進費補助金の申請をはじめ、総会資料(決算書等)記載のものや地区連合報告のものと一致するようにしてください。

※令和8年4月1日より自治会ポータルでの登録も可能です。

※変更があった場合のみご提出をお願いします

## 自治会町内会〔設立・異動〕届

令和 年 月 日

(提出先)

神奈川県長

No.

自治会町内会名

(旧) 会長住所

(旧) 会長氏名

下記のとおり〔設立・異動〕しましたので、お届けします。

異動内容 (○で囲ってください)	名称・編入・分離・区域・会長・書類等送付先・ 広報紙送付先・加入世帯数・広報配布世帯数・ 班(組)数・掲示板数・会館・その他( )		
異動(設立)期日	令和 年 月 日		
自治会町内会名			
新 会 長	ふりがな 氏名		
	自宅住所	〒 神奈川県	
	自宅電話・FAX	Tel	FAX
	携帯電話(任意)	-	
配送便等送付先 (会長宅以外の場合)	氏名	電話	-
	住所	神奈川県	
広報紙送付先 (会長宅以外の場合)	氏名	電話	-
	住所	神奈川県	
加入世帯数	世帯	班(組)数	班(組)
広報配布世帯数	世帯	掲示板数	
自治会町内会の区域			
自治会・町内会館	名称	電話	-
	住所	神奈川県	
備考			

- (注意) 1 届出は旧会長名でお願いします(設立、死亡及び解任の場合は除く)。  
2 設立の場合は区域図、規約及び役員名簿を添付してください。  
3 区域の変更の場合は、区域図を添付してください。  
4 毎月10日までに提出いただいた情報は、次回分から反映します。  
※ただし、4月配送便については、4月3日受領分までを反映いたします。  
5 令和8年4月1日より自治会ポータルでのご登録も可能です。

地区連合町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

地区連合町内会現況届の提出について（依頼）

日ごろから区政の推進及び地域の振興につきまして、格別の御理解御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8 年度の各地区連合町内会における加入団体数等について、地区連合町内会現況届のご提出をお願いいたします。

1 提出物

地区連合町内会現況届

（※令和 8 年 4 月 1 日現在の内容でご記入ください）

2 提出期限

令和 8 年 4 月 17 日（金）

3 提出先

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町 3 - 8

神奈川区役所 地域振興課 まで

（※同封の返信用封筒を御利用ください）

4 その他

地区連合町内会現況届提出後に変更がある場合には、「地区連合町内会【設立・異動】届」をご提出ください。

令和 8 年 4 月 1 日より、自治会ポータルからの入力も可能となります。  
なお、ポータル入力と紙での提出では、一部入力内容が異なりますので  
ご了承ください。入力方法の詳細につきましては、3 月配送便で市民局  
より配布する別資料をご参照ください。また、提出方法は「紙での提出」  
または「ポータルへの入力」のどちらか一方で構いません。ご都合のよ  
い方法でご対応いただきますようお願いいたします。

担当：神奈川区役所地域振興課

若尾 電話 411-7086

# 地区連合町内会 現況届

整理番号

令和 年 月 日

横浜市神奈川区長

地区連合会名

会長氏名

次のとおり、令和8年4月1日現在の現況を届けます。

地区連合会名			
会	ふりがな		
	氏名		
	住所	神奈川区	
長	連絡先	自宅等	— —
		F A X	— —
		携 帯	— —
連合加入団体数		団体	
加 入 団 体	1	( 世帯)	11 ( 世帯)
	2	( 世帯)	12 ( 世帯)
	3	( 世帯)	13 ( 世帯)
	4	( 世帯)	14 ( 世帯)
	5	( 世帯)	15 ( 世帯)
	6	( 世帯)	16 ( 世帯)
	7	( 世帯)	17 ( 世帯)
	8	( 世帯)	18 ( 世帯)
	9	( 世帯)	19 ( 世帯)
	10	( 世帯)	20 ( 世帯)
連合加入世帯数		世帯	
加入世帯数は、加入団体の世帯数の合計をご記入ください。 地域活動推進費補助金を交付する場合の世帯数は、上記の加入世帯数を基準とします。			

## ○総会及び定例会の日程

種 別	日 程 等		
定期総会	令和8年	月	日
定例会	毎月	(開催しない月： 月)	

※定例会の記入例：毎月最終日曜、区連会直後の土曜、毎月25日 など

4月17日までに提出をお願いいたします

※令和8年4月1日より自治会ポータルでの登録も可能です。

# 地区連合町内会 現況届

整理番号

**記入例**

令和 年 月 日

横浜市神奈川区長

地区連合会名 〇〇地区連合町内会

会長氏名 神奈川 太郎

次のとおり、令和8年4月1日現在の現況を届けます。

地区連合会名		〇〇地区連合町内会	
会 長	ふりがな	かながわ たろう	
	氏名	神奈川 太郎	
	住所	神奈川区 〇〇2丁目1-1	
長	連絡先	自宅等	045 - 999 - 9999
		FAX	045 - 999 - 9999
		携帯	090 - 9999 - 9999
連合加入団体数		5	団体
加 入 団 体	1	〇〇町内会 (300世帯)	11
	2	〇〇自治会 (150世帯)	12
	3	〇△町会 (100世帯)	13
	4	〇〇2丁目自治会 (200世帯)	14
	5	〇△3丁目町内会 (400世帯)	15
	6		16
	7		17
	8		18
	9		19
	10		20
連合加入世帯数		1150	世帯

加入している単位町内会が提出する現況届上の世帯数を合計して記入してください。

加入世帯数は、加入団体の世帯数の合計をご記入ください。  
地域活動推進費補助金を交付する場合の世帯数は、上記の加入世帯数を基準とします。

○総会及び定例会の日程

種別	日程等
定期総会	令和8年 5月 29日
定例会	毎月 最終日曜日 (開催しない月： 8・12月)

※定例会の記入例：毎月最終日曜、区連会直後の土曜、毎月25日 など

4月17日までに提出をお願いいたします

※令和8年4月1日より自治会ポータルでの登録も可能です。

# 地区連合町内会〔設立・異動〕届

令和 年 月 日

(提出先)  
神奈川県長

No.

連合自治会町内会名

(旧) 会長住所

(旧) 会長氏名

下記のとおり〔設立・異動〕しましたので、お届けします。

異動内容 (○で囲ってください)	名称・編入・分離・会長・加入自治会町内会数・ 区域・会館・その他( )		
異動(設立)期日	令和 年 月 日		
連合自治会町内会名			
新 会 長	ふりがな 氏名		
	自宅住所	〒 神奈川県	
	自宅電話・FAX	Tel —	FAX —
	携帯電話	—	—
加入自治会町内会数	加入団体数 団体  (変更があった団体名: )		
連合自治会町内会の区域			
連合自治会町内会館	名称		電話 —
	住所	神奈川県	
備考			

- (注意) 1 届出は旧会長名でお願いします(設立、死亡及び解任の場合は除く)。  
 2 設立の場合は区域図、規約及び役員名簿を添付してください。  
 3 区域の変更の場合は、区域図を添付してください。  
 4 令和8年4月1日より自治会ポータルでの登録も可能です。

地区連合町内会長 各位  
自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

地区連合町内会長及び自治会町内会長の個人情報の取り扱いについて

日頃から神奈川区政に対し御理解、御協力を賜りありがとうございます。

さて、自治会町内会長の氏名、住所、電話番号等個人情報については名簿を作成し、適切に管理を行っていますが、各機関等から照会があった場合には次のとおり取り扱いをさせていただきます。引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

1 情報提供内容

項目	法人化した自治会町内会 (認可地縁団体)	左記以外の自治会町内会
会長氏名	提供	
会長住所	提供	下記情報提供先へのみ提供
会長電話番号	下記情報提供先へのみ提供	

2 情報提供方法

(1) 全件名簿による提供

市役所内部、神奈川区社会福祉協議会、神奈川警察署及び神奈川消防署については、名簿により提供します。

(2) 当該自治会町内会のみ提供

下記の情報提供先については、当該自治会町内会の情報のみ提供します。

情報提供先	具体的団体名等
① 行政機関	国の機関、県の機関
② 公共的機関	市外郭団体、市・区社協等
③ 審議会等	会長が就任している審議会等の事務局
④ 市会議員等	国会、県会、市会の各議員
⑤ 工事業者※	東京電力、東京ガス、NTT 等
⑥ 不動産業者等※	不動産仲介業者、民間開発事業者(ディベロッパー)、宅建業協会
⑦ 区民	転入等による区民からの照会
⑧ その他※	定例会で承認、または個別に確認を取った相手方

※ 周辺住民との事前調整など自治会町内会にとって必要と認められる場合に限る。

担当:神奈川区役所地域振興課

若尾 電話 411-7086

自治会町内会長 各位

神奈川区役所地域振興課

令和 8 年度の配送便（白袋）について

日頃より区政に対しご協力を賜り誠にありがとうございます。  
さて、令和 8 年度の掲出依頼物等をお届けしている配送便（白袋）については、取扱いが次のとおりとなりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 契約業者

今後決定します。

※ 7 年度はウィズロジックス株式会社

2 配送方法（原則、変更なし）

(1) 配送月

8 月・12 月を除いて毎月配送します。

(2) 配送時期

原則、25 日までの数日間で配送します。

なお、配送日の指定はできません。

(3) 不在時の取扱い

不在時は現況届にて指定された場所（玄関先など）に留め置きを行います。

3 その他

配送便送付先・広報送付先の変更や部数の変更については、毎月 10 日までに地域振興課までお知らせいただければ、次回分から反映します。

ただし、4 月配送便については 4 月 3 日届出分までの現況届を反映することとします。

担当：神奈川区役所地域振興

若尾 電話 411-7086

令和8年 3月18日

自治会町内会長 各位

神奈川区交通安全対策協議会会長  
(神奈川区長) 鈴木 茂久

### 自転車ルールのチラシの掲出について(依頼)

平素から、区内の交通安全対策に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年4月1日、改正道路交通法が施行されることに伴い、自転車を対象とした交通反則通告制度が変更となります。

つきましては、自転車に係る交通事故の防止、交通違反を防止する観点から注意喚起を促すため、道路局で作成したチラシを3月配送便でお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

なお、掲示板には「守ってますか？自転車ルール」の面を表にしてご掲出をお願いします。

担当事務取扱者  
〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8  
神奈川区役所地域振興課  
担当： 桑野、松澤、段  
TEL 411-7095

# 守っていますか？ 自転車ルール

令和8年4月から  
16歳以上が  
対象



## 違反すると青切符

自転車も対象となる **青切符** (交通反則通告制度) とは  
交通違反をした運転手は取締りを受け、反則金を支払う制度です。

※特に悪質な違反行為は制度の対象外



### 信号無視

信号を  
守らないと  
危険！

### 徐行 義務違反

通る場合は  
ゆっくりと  
歩行者優先

### 並走

並んで走ると  
危険！

### 逆走

左端を  
走りましょう！

### 携帯 電話等

運転に  
集中して！

### 2人乗り

不安定で危険！

### 一時 不停止

しっかり  
止まって  
安全確認！

## 自転車も信号と標識を守らなければなりません



### 信号機

通行する場所で  
従う信号が  
違います



### 進入禁止

車両は侵入して  
はいけません



### 一方通行

矢印の方向に  
しか進めません



### 普通自転車 専用通行帯

普通自転車は、  
専用通行帯を通行  
しなければなりません

自転車とクルマ  
道路をシェアしよう

自転車は車道の左側を走ろう！

SHARE  
THE  
ROAD



YOKOHAMA

思いやり SHARE THE ROAD  
運動についてはこちら ▶



ルールブックで  
確認を！ ▶



横浜市道路局

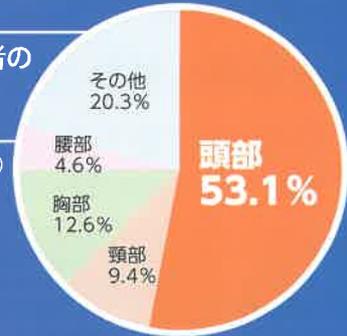
# ⚠️ 自転車に乗る時は ヘルメットの着用が重要です

## ヘルメットをかぶってれば…

法律によりヘルメットの着用は努力義務となっています。  
自転車乗用中の事故で死亡原因の半数以上が「頭部損傷」です。  
ヘルメットで命を守りましょう。  
家族や身近な人にもヘルメットをかぶるように伝えてください。

自転車乗用中死者の  
致命傷の部位  
(令和2～6年)

(警察庁公表資料より)



## 自転車保険への加入は義務です！

神奈川県条例により自転車保険への加入が義務付けられています。  
自転車事故には、自転車側に高額な損害賠償責任が発生した事例があります。  
自転車を利用する人は、全員必ず自転車保険に加入しましょう。

【自転車事故による高額賠償事例：賠償金額9,266万円

高校生の自転車が斜め横断し、直進していた男性の自転車と衝突。男性は言語障害が残った。】

## 自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」の公開について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

令和7年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」を作成し、ホームページに公開しました。  
負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動をご検討の際にご活用ください。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 内容

#### (1) 自治会町内会の運営課題と工夫

令和7年度自治会町内会アンケートの回答から、運営上の課題に対する工夫例を紹介しています。

#### (2) 事例紹介※11月定例会資料にて、動画配信をご案内したものと同事例です。

##### 事例1 中区 本牧大鳥自治会

「人が動きたくなくなる工夫と参加を生む自治会マネジメントの実践」

##### 事例2 保土ヶ谷区 岩井町原第一町内会

「キャッシュレス決済導入について」～PayPayを活用した集金事例～

##### 事例3 都筑区 東山田四丁目町内会

「デジタルを活用した持続可能な町内会運営に向けて」

#### (3) 自治会町内会活動におけるデジタルツールの紹介



### 4 公開先 URL

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu\\_sokushin.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html)

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

### 5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1～3については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 佐藤、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

## SNSをきっかけとした 副業や投資等の「もうけ話」に注意!

「動画を見るだけで報酬がもらえる」というSNS広告を見て、副業に登録した。「必ずもうかる」と投資を勧められ指定の個人口座に20万円を送金したが、報酬の出金ができない。

(相談者：60歳代 男性)

「“いいね”を押すだけ」「スタンプを送るだけ」などと簡単な作業の副業サイトに登録後、「高額投資を勧められた」「追加で費用を請求された」という相談が増えています。

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は、うのみにしないようにしましょう。

### ⚠️ トラブル防止のポイント

- ✓ 副業の話が「投資」にすり替わったら要注意!
- ✓ お金の送金を求められたらまず疑う!
- ✓ SNSで知り合った相手に安易に個人情報を伝えない!

